

2018年5月23日
日本たばこ産業株式会社

「東京都受動喫煙防止条例（仮称）骨子案」についての意見

日本たばこ産業株式会社（以下、「当社」）は、望まない受動喫煙を防止するための様々な取り組みについて賛同しており、分煙環境の整備やマナー啓発活動等を実施しております。

現在、国会に提出された「健康増進法の一部を改正する法律案」（以下、「健増法改正案」）について、その審議を注視しているところです。当社は、国が定める取組みを、全国一律のルールとして、国と地方自治体が連携して推進していくことが望ましいと考えています。

しかしながら、先月、東京都が公表した「東京都受動喫煙防止条例（仮称）骨子案」（以下、「条例骨子案」）については、健増法改正案と異なる部分があり、このまま制定されると都民や外国人観光客、都内の事業者の混乱は必至であるため、都民や事業者の意見を十分に聞き、慎重に検討する必要があると考えております。特に懸念している点について、以下のとおり当社意見を申し述べます。

① 加熱式たばこの扱いについて

条例骨子案では「たばこについては、一般的な紙巻たばこのほか、葉巻、加熱式たばこなど喫煙に用いられるものを対象とします。」と定義づけられています。そのため、加熱式たばこは、多数の者が利用する施設等においては紙巻たばこと同様の措置が求められ、その使用が喫煙専用室内のみに限定される内容となっております。

しかしながら、当社は、周囲の方々に与える健康影響について、たばこ葉を燃やすたばこ製品と加熱式たばこは異なるものと考えています。

例えば、当社製品プルーム・テックから発生するたばこペーパーには、紙巻たばこの煙に含まれる健康懸念物質はほとんど含まれません。また、プルーム・テックの使用は室内環境に影響を及ぼさないため、周囲の方々への健康に対して、実質的に影響を与えるものではない*と考えます。

このように、加熱式たばこについては、紙巻たばこと同様に規制されるべきではなく、加熱式たばこの健康影響に関する科学的エビデンスに基づいて規制が検討されるべきです。

なお、今国会に提出された健増法改正案では、他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないものとして厚生労働大臣が指定するたばこにつ

いては、飲食等も可能な喫煙室内での使用が認められており、紙巻たばことは異なる措置が定められております。

② 事業者の実情を考慮した規制について

受動喫煙防止対策の推進にあたっては、施策の実効性を担保するためにも、規制の対象となる都民や事業者等の実情を十分に考慮することが重要であると考えております。

例えば、飲食店の措置について、健増法改正案では「原則屋内禁煙」であるものの、経営規模の小さい事業者に対しては事業継続に配慮した措置がなされています。一方、条例骨子案では「従業員を使用している飲食店においては、原則屋内禁煙」とあり、違反した施設の管理権原者へは罰則の適用があります。このように、事業者の方の実情を考慮せずに国と異なる内容の規制措置を一方的に導入した場合、事業者のみならず多くの都民・訪日外国人の大きな混乱を招く懸念があります。

当社といたしましては、加熱式たばこや分煙等の知見提供、分煙コンサルティング活動を通じて、「東京都外国人旅行者の受入れに向けた宿泊・飲食施設の分煙環境整備補助金事業」等、東京都の受動喫煙防止の取り組みに、今後も積極的に協力をさせていただきます。

以上

※ 有害物質の曝露量から予測される健康リスクが十分低い場合には実質的に安全であり、社会的に容認されうるという考え方に基づき、「実質的に影響を与えるものではない」と表記しています。